介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約書

　利用者　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥取福祉会（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対して提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約を締結する。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的）

第１条　乙は、介護保険法等の関係法令等に従い、甲に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、甲の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供します。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員）

第２条　乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当職員（以下「担当職員」という。）として、保健師その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員を選任し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

２ 乙は、前項の担当職員を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行い、乙側の事情により担当職員を変更する場合には、あらかじめ甲に連絡します。

３ 乙は、担当職員に対し、専門職として常に甲の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

４　担当職員は、常に身分証明証を携帯し、初回訪問時又は甲若しくはその家族から提示を求められたときは、これを提示します。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等）

第３条　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容等は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談

甲の居宅又は乙の事業所内又は委託事業者の事業所内において甲からの相談に応じます。

（２）介護予防サービス・支援計画書の作成

① 担当職員は、甲に対して介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書の作成開始に当たっては、甲によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に甲又はその家族に対して提供します。

③　介護予防サービス・支援計画書の作成に当たっては、甲の居宅を訪問し、甲及びその家族に面接して、甲の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、甲の日常生活の状況を把握し、甲及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む甲が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、甲が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④　甲の希望及び甲についてのアセスメントの結果、甲が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、甲及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、甲、介護予防サービス事業者等、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

　　⑤　サービス担当者会議を開催し、甲の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有するとともに、介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めます。

⑥　作成された介護予防サービス・支援計画書原案の内容について甲及びその家族に対して説明し、文書により甲の同意を得ます。

（３）介護予防サービス・支援計画書の実施状況の継続的な把握、評価

①　介護予防サービス・支援計画書作成後においても、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の及び甲の状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス・支援計画書の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。

②　介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

（４）甲の居宅への訪問

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には甲の居宅を訪問し面接します。

なお、甲の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り甲に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により甲と連絡を取り、甲の状況把握を行います。

①　アセスメント実施時

　　②　介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して３月に１回

　　③　介護予防サービス等の評価期間が終了する月

　　④　甲の状況に著しい変化があったとき

（契約の有効期間）

第４条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から１年間とします。ただし、甲が要支援認定者の場合は、要支援認定の有効期間満了日までとします。

２ 有効期間満了日までに、甲から更新を行わない旨の意思表示がない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

（介護予防サービス・支援計画書の変更等）

第５条　乙は、甲が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

２　乙は、甲が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等）

第６条　乙は、甲との合意のもとで介護予防サービス・支援計画書を作成して、甲にその写しを交付します。

２　乙は、定期的に、介護予防サービス・支援計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、甲に説明のうえ、その写しを交付します。

３　乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント経過記録等の完結の日から５年間これを保存し、甲の求めに応じて閲覧に供し、その写しを交付します。

（甲の解約等）

第７条　甲は、少なくとも７日前までに乙に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。

２ 甲は、乙が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

（乙の解除）

第８条　乙は、甲の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。

（契約の終了）

第９条　甲が医療施設等に入院、入所若しくは入居し、又は要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、乙は甲に対し速やかにその旨を通知するものとします。

２ 乙は、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、甲が指定する居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村への連絡等の調整を行うものとします。

（事故時の対応）

第１０条　乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して甲のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

２　乙は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、乙の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

（秘密保持）

第１１条 乙は、業務上知り得た甲及びその家族に関する秘密については、甲又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

２　乙は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た甲又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　乙は、あらかじめ文書により甲の同意を得た場合には、甲にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

（苦情対応）

第１２条 甲は、提供された介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関して苦情がある場合又は乙が作成した介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供された介護予防サービス等に苦情がある場合には、乙の地域包括支援センター又は介護保険所管部署に対して、いつでも苦情を申し出ることができ

ます。また、介護予防支援に関する苦情については、鳥取県国民健康保険団体連合会に対しても申し出ることができます。

２ 乙は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、

迅速かつ誠実に対応します。

３ 乙は、甲が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いはいたしません。

（業務の委託）

第１３条　乙は、甲の同意を得たうえで、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントが行えると乙が認めた居宅介護支援事業者に対し、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託することができるものとします。

２　甲は、前項の規定に基づき委託した居宅介護支援事業者の変更を申し出ることができるものとします。

（利用料等）

第１４条　乙の提供した介護予防支援の利用料については、介護保険制度によって、乙に対して全額の給付が行われるため、原則として甲に対する利用料の自己負担はありません。

２　前項の規定に関わらず、甲が介護保険料を滞納している場合は、この限りではありません。

３　介護予防ケアマネジメントについては、甲に対する利用料の自己負担はありません。

４　担当職員もしくは業務委託先居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、通常の事業の実施地域以外に訪問・出張する場合であっても、その交通費の支払いを求めることはありません。

（契約外の事項）

第１５条　この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、甲と乙の協議により定めます。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

甲　　 住　 所

　　　　氏　 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（自署の場合は押印不要）

上記代理人（代理人を選任した場合）

住　 所

　　　　氏　 名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（自署の場合は押印不要）

乙　　　所 在 地　 鳥取市的場二丁目１番地

事業者名　　社会福祉法人鳥取福祉会

代表者名　　理事長　　松下　稔彦　　 　　　　　印

事業所名 鳥取南地域包括支援センター

業務委託先居宅介護支援事業者　 事業者名

事業所名